

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

大阪府茨木市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金150,638円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金1,179,952円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年4月29日

(2) 事故発生場所

境港市末広町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、自転車で境漁港臨港道路から沿道の駐車場に入ろうとした際、歩道内の側溝の蓋の隙間により転倒し、同車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。